

川崎市建築基準法関係取扱基準集 新旧対照表

新	旧
１－６ 特殊な形式の倉庫の取扱いについて １ ラック式倉庫については、別記に基づいて取り扱うものとする。 ２ 多層式倉庫については、人が作業可能な部分を通常の床として階数の算定を行い、これに基づいて法を適用する。 ３ ラック式と多層式を複合した形式の倉庫については、１及び２の取扱いを勘案し、判断されたい。 （別 記） ラック式倉庫（立体自動倉庫）の取扱い 第１ 階数の算定について 当該部分の階は１とする。 第２ 床面積の合計の算定について １ 法第３章（第５節及び第８節を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計の算定については、当該部分の高さ<u>８</u>メートルごとに床があるものとして算定する。<u>ただし、本取扱いにより算定した当該部分の床面積を含めた延べ面積が 3,000 平方メートルを超えるものについて適用することとし、3,000 平方メートル以下であるものについては高さ５メートルごとに床があるものとして算定する。</u> ２ 前項以外の場合の当該部分の床面積の合計の算定については、当該部分の階数を１として算定する。	１－６ 特殊な形式の倉庫の取扱いについて １ ラック式倉庫については、別記に基づいて取り扱うものとする。 ２ 多層式倉庫については、人が作業可能な部分を通常の床として階数の算定を行い、これに基づいて法を適用する。 ３ ラック式と多層式を複合した形式の倉庫については、１及び２の取扱いを勘案し、判断されたい。 （別 記） ラック式倉庫（立体自動倉庫）の取扱い 第１ 階数の算定について 当該部分の階は１とする。 第２ 床面積の合計の算定について １ 法第３章（第５節及び第８節を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計の算定については、当該部分の高さ<u>５</u>メートルごとに床があるものとして算定する。 ２ 前項以外の場合の当該部分の床面積の合計の算定については、当該部分の階数を１として算定する。

第3 形態による構造制限

本建築物の構造は、当該部分の高さ及び床面積の合計（第2第2項の規定による。）に応じて次の表による。
ただし、軒高が10メートルを超えるもので令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物とするものにあつては、当該部分の外周に配置される主要構造部である柱は耐火構造としなければならない。

		当該部分の床面積の合計（単位 平方メートル）			
		500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 1,500未満	1,500以上
当該部分の 高さ （単位 メートル）	10未満	——			
	10以上 15未満	耐火建築物又は 準耐火建築物		耐火建築物又は令第109 条の3第1号に掲げる技術 的基準に適合する準耐火建 築物	
	15以上				

第4 危険物を収容する場合の構造制限

令第116条の表に指定する数量以上の危険物を収容するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

第5 防火区画について

- 令第112条の第1項から第6項までの適用にあつては、同条第1項第1号に掲げる建築物の部分とする。
- 当該部分の高さ15メートルを超えるものにあつては、令第112条第11項の例により防火区画する。
- 当該用途部分と他の用途部分は、令第112条第18項の例により防火区画する。

第6 開口部の防火措置について

外壁に設ける開口部は、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とする。

第7 避難施設等について

- 当該部分には、原則として直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口及び非常用のエレベーターの設置を要しない。
- 排煙設備については、当該部分が令第126条の2第1項第4号又は平成12年建設省告示第1436号第4号に掲げる基準に適合する場合は設置を要しない。

第8 構造計算のうち積載荷重について

- 当該部分の積載荷重は、積載物の種類及び各棚の充実率の実況に応じて計算する。
- 各棚は、応力及び外力の種類に応じて次の表によることができる。

応力の種類	荷重及び外力について想定する状態	ラックの充実率 （単位パーセント）	備 考
長期の応力	常 時	100	
	積 雪 時	100	

第3 形態による構造制限

本建築物の構造は、当該部分の高さ及び床面積の合計（第2第2項の規定による。）に応じて次の表による。
ただし、軒高が10メートルを超えるもので令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物とするものにあつては、当該部分の外周に配置される主要構造部である柱は耐火構造としなければならない。

		当該部分の床面積の合計（単位 平方メートル）			
		500未満	500以上 1,000未満	1,000以上 1,500未満	1,500以上
当該部分の 高さ （単位 メートル）	10未満	——			
	10以上 15未満	耐火建築物又は 準耐火建築物		耐火建築物又は令第109 条の3第1号に掲げる技術 的基準に適合する準耐火建 築物	
	15以上				

第4 危険物を収容する場合の構造制限

令第116条の表に指定する数量以上の危険物を収容するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

第5 防火区画について

- 令第112条の第1項から第6項までの適用にあつては、同条第1項第1号に掲げる建築物の部分とする。
- 当該部分の高さ15メートルを超えるものにあつては、令第112条第11項の例により防火区画する。
- 当該用途部分と他の用途部分は、令第112条第18項の例により防火区画する。

第6 開口部の防火措置について

外壁に設ける開口部は、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とする。

第7 避難施設等について

- 当該部分には、原則として直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口及び非常用のエレベーターの設置を要しない。
- 排煙設備については、当該部分が令第126条の2第1項第4号又は平成12年建設省告示第1436号第4号に掲げる基準に適合する場合は設置を要しない。

第8 構造計算のうち積載荷重について

- 当該部分の積載荷重は、積載物の種類及び各棚の充実率の実況に応じて計算する。
- 各棚は、応力及び外力の種類に応じて次の表によることができる。

応力の種類	荷重及び外力について想定する状態	ラックの充実率 （単位パーセント）	備 考
長期の応力	常 時	100	
	積 雪 時	100	

短期の応力	暴 風 時	80	建築物の転倒、柱の引抜等を検討する場合は、50としなければならない。
	地 震 時	80	

第 9 荷役運搬機械について

もっぱら荷役運搬の用に供する特殊な搬送施設は、法第 2 条第 3 号に該当する昇降機とはみなさない。

第 1 0 屋外設置のラックについて

当該ラックが屋外に設けられ上部に屋根のない場合でも、高さが 8 メートルを超えるものは建築物として本規定を準用する。

注)

1 令第 109 条の 3 第 1 号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物の外壁は、自立するのが原則であるから、鉄骨に耐火パネルを取り付ける場合は、外壁を支持する構造耐力上主要な柱には耐火被覆を行わなければならない。

2 別記の第 2 の「床面積の合計の算定」の当該部分の床面積とは、ラック部分全体の床面積をさし、スタッカークレーンの移動部分も含む。

3 別記の第 5 第 3 項の「当該用途部分」には、原則として作業部分を含まない。すなわち、物品保管スペースと作業スペースがある場合には、原則として区画しなければならない。

<改正経過>

制定 60 川建調第 403 号 昭和 61 年 2 月 12 日 建築局長
改正 5 川建指第 293 号 平成 5 年 7 月 6 日 建築局長
改正 5 川建指第 757 号 平成 5 年 12 月 21 日 建築局長
改正 13 川ま指第 185 号 平成 13 年 6 月 12 日 まちづくり局長
改正 31 川ま建管第 1016 号 令和 2 年 3 月 30 日 まちづくり局長
改正 5 川ま建管第 1506 号 令和 6 年 3 月 6 日 まちづくり局長
改正 7 川ま建管第 662 号 令和 7 年 8 月 8 日 まちづくり局長

短期の応力	暴 風 時	80	建築物の転倒、柱の引抜等を検討する場合は、50としなければならない。
	地 震 時	80	

第 9 荷役運搬機械について

もっぱら荷役運搬の用に供する特殊な搬送施設は、法第 2 条第 3 号に該当する昇降機とはみなさない。

第 1 0 屋外設置のラックについて

当該ラックが屋外に設けられ上部に屋根のない場合でも、高さが 8 メートルを超えるものは建築物として本規定を準用する。

注)

1 令第 109 条の 3 第 1 号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物の外壁は、自立するのが原則であるから、鉄骨に耐火パネルを取り付ける場合は、外壁を支持する構造耐力上主要な柱には耐火被覆を行わなければならない。

2 別記の第 2 の「床面積の合計の算定」の当該部分の床面積とは、ラック部分全体の床面積をさし、スタッカークレーンの移動部分も含む。

3 別記の第 5 第 3 項の「当該用途部分」には、原則として作業部分を含まない。すなわち、物品保管スペースと作業スペースがある場合には、原則として区画しなければならない。

<改正経過>

制定 60 川建調第 403 号 昭和 61 年 2 月 12 日 建築局長
改正 5 川建指第 293 号 平成 5 年 7 月 6 日 建築局長
改正 5 川建指第 757 号 平成 5 年 12 月 21 日 建築局長
改正 13 川ま指第 185 号 平成 13 年 6 月 12 日 まちづくり局長
改正 31 川ま建管第 1016 号 令和 2 年 3 月 30 日 まちづくり局長
改正 5 川ま建管第 1506 号 令和 6 年 3 月 6 日 まちづくり局長

4－1 法別表第2（い）項第6号に規定する「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」及び同表（は）項第4号に規定する「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」の取扱いについて

4－1 法別表第2（い）項第6号に規定する「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」及び同表（は）項第4号に規定する「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」の取扱いについて

- 1 法別表第2（い）項第6号に規定する「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」については、居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要不可欠な通園施設であるものとして、次の表ア欄に掲げるもの等が該当する。

2 法別表第2（は）項第4号に規定する「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」については、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設であるものとして、次の表イ欄に掲げるもの等が該当する。
- 1 法別表第2（い）項第6号に規定する「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」については、居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要不可欠な通園施設であるものとして、次の表ア欄に掲げるもの等が該当する。

2 法別表第2（は）項第4号に規定する「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」については、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設であるものとして、次の表イ欄に掲げるもの等が該当する。

施設の種類	ア 法別表第2（い）項第6号に該当する施設	イ 法別表第2（は）項第4号に該当する施設
老人福祉法に規定する施設	・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム	・老人福祉センター
児童福祉法に規定する施設	・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所(無認可施設を含む) ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童発達支援センター ・障害児入所施設	・児童厚生施設
生活保護法に規定する施設	・救護施設 ・更生施設 ・宿所提供施設	
身体障害者福祉法に規定する施設		・身体障害者福祉センター ・補装具製作施設 ・視聴覚障害者情報提供施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・福祉ホーム	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する施設	・女性自立支援施設	
更生保護事業法に規定する施設	・更生保護事業に係る施設	

施設の種類	ア 法別表第2（い）項第6号に該当する施設	イ 法別表第2（は）項第4号に該当する施設
老人福祉法に規定する施設	・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム	・老人福祉センター
児童福祉法に規定する施設	・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所(無認可施設を含む) ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童発達支援センター ・障害児入所施設	・児童厚生施設
生活保護法に規定する施設	・救護施設 ・更生施設 ・宿所提供施設	
身体障害者福祉法に規定する施設		・身体障害者福祉センター ・補装具製作施設 ・視聴覚障害者情報提供施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・福祉ホーム	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する施設	・女性自立支援施設	
更生保護事業法に規定する施設	・更生保護事業に係る施設	

介 護 保 険 法 に 規定する事業に係る施設		・特定施設入所者生活介護 に係る施設 ・介護老人福祉施設	
3 老人福祉法に規定する「老人介護支援センター」については、事務所的な性格である場合もあるため、利用形態によって判断すること。 4 児童福祉法に規定する「児童家庭支援センター」は、原則として法別表第2(い)項第6号に該当するが、児童厚生施設に類似する場合や事務所的な性格である場合もあるため、利用形態によって判断すること。 5 介護保険法に規定する「居宅介護支援に係る施設」のうち、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがないものについては、法別表第2(は)項第4号に該当する。 6 各法律に規定する「授産施設」については、訓練及び職業の内容によって居住環境を害するおそれがない施設かどうかを判断すること。 7 「老人いこいの家及びこども文化センター」については、老人福祉センター又は児童厚生施設に類するものとして取扱う。 8 障害者総合支援法に規定する「障害者支援施設」は、居住のための施設である継続的入所施設又は、近隣住民に必要不可欠な通園施設である場合は、法別表第2(い)項第6号に該当し、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設の場合は、法別表第2(は)項第4号に該当する。なお、原動機を使用する施設や販売等の生産を兼ねる施設の場合もあることから利用形態によって判断すること。 (参考) 「認知症対応型共同生活介護に係る施設」については、施設の規模、配置及び各室の独立性等から、「児童福祉施設等」「寄宿舍」「共同住宅」のいずれかに該当させて建築基準法関係規定を適合させる。(平成18年度 日本建築行政会議 市街地部会報告書)			
＜改正経過＞ 制定 60 川建指第 403 号 昭和 61 年 2 月 12 日 建築局長 改正 5 川建指第 293 号 平成 5 年 7 月 6 日 建築局長 改正 8 川建指第 191 号 平成 8 年 5 月 29 日 建築局長 改正 13 川ま指第 185 号 平成 13 年 6 月 12 日 まちづくり局長 改正 15 川ま指第 178 号 平成 15 年 5 月 19 日 まちづくり局長 改正 22 川ま情第 988 号 平成 22 年 9 月 1 日 まちづくり局長 改正 28 川ま建管第 3587 号 平成 29 年 3 月 22 日 まちづくり局長 改正 5 川ま建管第 1506 号 令和 6 年 3 月 6 日 まちづくり局長 改正 7 川ま建管第 662 号 令和 7 年 8 月 8 日 まちづくり局長			

介 護 保 険 法 に 規定する事業に係る施設		・特定施設入所者生活介護 に係る施設 ・介護老人福祉施設	
3 老人福祉法に規定する「老人介護支援センター」については、事務所的な性格である場合もあるため、利用形態によって判断すること。 4 児童福祉法に規定する「児童家庭支援センター」は、原則として法別表第2(い)項第6号に該当するが、児童厚生施設に類似する場合や事務所的な性格である場合もあるため、利用形態によって判断すること。 5 介護保険法に規定する「居宅介護支援に係る施設」のうち、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがないものについては、法別表第2(い)項第6号に該当する。 6 各法律に規定する「授産施設」については、訓練及び職業の内容によって居住環境を害するおそれがない施設かどうかを判断すること。 7 「老人いこいの家及びこども文化センター」については、老人福祉センター又は児童厚生施設に類するものとして取扱う。 8 障害者総合支援法に規定する「障害者支援施設」は、居住のための施設である継続的入所施設又は、近隣住民に必要不可欠な通園施設である場合は、法別表第2(い)項第6号に該当し、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設の場合は、法別表第2(は)項第4号に該当する。なお、原動機を使用する施設や販売等の生産を兼ねる施設の場合もあることから利用形態によって判断すること。 (参考) 「認知症対応型共同生活介護に係る施設」については、施設の規模、配置及び各室の独立性等から、「児童福祉施設等」「寄宿舍」「共同住宅」のいずれかに該当させて建築基準法関係規定を適合させる。(平成18年度 日本建築行政会議 市街地部会報告書)			
＜改正経過＞ 制定 60 川建指第 403 号 昭和 61 年 2 月 12 日 建築局長 改正 5 川建指第 293 号 平成 5 年 7 月 6 日 建築局長 改正 8 川建指第 191 号 平成 8 年 5 月 29 日 建築局長 改正 13 川ま指第 185 号 平成 13 年 6 月 12 日 まちづくり局長 改正 15 川ま指第 178 号 平成 15 年 5 月 19 日 まちづくり局長 改正 22 川ま情第 988 号 平成 22 年 9 月 1 日 まちづくり局長 改正 28 川ま建管第 3587 号 平成 29 年 3 月 22 日 まちづくり局長 改正 5 川ま建管第 1506 号 令和 6 年 3 月 6 日 まちづくり局長			